# 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)

げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、 るもののように改め、 するものを掲げていないものは、これを加える。 分に係る記載)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。) 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分 その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、 (連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部 は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げ 改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応 改正前欄に掲

条の六十三の五十二及び第三十四条の六十三の五十五を除き、以十四条の五十三の十四、第三十四条の六十三の五十一、第三十四条の五十三の十二の十二の十二の十二の十二の十二の十二の十二の十二の十二の十二の十二の二十二の第三十四条の五十三の六十三の五十三の五十三の八、第三十四条の五十三の八、第三十四条の五十三条の二十二、第三十四条の五十三条の二十二、第三十四条の五十三、第三十四条の五十三、第三十四条の五十三、第三十四条の五十三、第三十四条の五十三、第三十四条の五十三、第三十四条の五十三、第三十四条の五十三	の二十七、第三十四条の二の二十三、第二の二十七、第三十四条の二の二十三、第十四条の十一の二十三、第十四条の十一の一	されている場合には、電磁的方法(同条第六項に規定する電磁的二十条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)で作成	の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録(	書に添付すべき書面(以下この項において「認可申請書等」といる。第一項の規定による銀行に対する認可申請書又は当該認可申請	2 [略]	第七条 [略]	(取締役等の兼職の認可の申請等)	改正後
	方法をいう。以下同じ。)をもつて行うことができる。	されている場合には、電磁的方法(同条第六項に規定する電磁的二十条第三項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)で作成	ては、当該認可申請書等が電磁的記録	書に添付すべき書面(以下この項において「認可申請書等」といる。第一項の規定による銀行に対する認可申請書又は当該認可申請	2 [同上]	第七条 [同上]	(取締役等の兼職の認可の申請等)	改正前

第十三条の三 六 うものとする。 下同じ。)をもつて行うことができる。 五. 等に対する情報の提供を行う場合には、 (預金者等に対する情報の提供 その他当該商品に関する詳細 が満期時に全額返還される保証のない商品を取り扱う場合には ホ 「イ〜ニ 次に掲げるものと預金等との組合せによる預入れ時の払込金 という。 五第 預入れ時の払込金が満期時に全額返還される保証のないこと 券のうち 三十四条の五十三の十二第十三号ホにおいて「国債証券等」 息の支払について保証しているものに限る。 三号及び第五号に掲げる有価証券 外国金融商品 同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第 略 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は 一項第二号、 略 銀行は、 同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。 略 並びに同法第二条第 市場における同号に掲げる取引と類似の 法第十二条の二第一項の規定により預金者 第十四条の な説明 + 項第十七号に掲げる有価証 の 二 (政府が元本の償還及び 次に掲げる方法により行 一十六第十三号ホ及び第 (第十三条の 取 引 利 第十三条の三 六 五. 預金者等に対する情報の提供 ホ 券のうち同項第一号の性質を有するものに係るものに限る。 という。)並びに同法第二条第一項第十七号に掲げる有価証 三十四条の五十三の十二第十三号ホにおいて「国債証券等」 息の支払について保証しているものに限る。) (第十三条の 三号及び第五号に掲げる有価証券 同条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第 外国金融商品市場における同号に掲げる取引と類似の取引 五第一項第二号、 [同上] 同上 金融商品取引法第二条第二十一項第一号に掲げる取引又は 同上 同上 同上 第十四条の十 の二十七第十三号ホ及び第 (政府が元本の償還及び利

2 5 略

(情報通信の技術を利用した提供

第十四条の十一の八 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項(法第十三条の四において準用する金を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めを含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

イ この条に 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの 算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を送信し、 者をいう。 条において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く 電子計算機と顧客等 供する者を含む。 電子計算機に備え置き、 顧客等の 以下この条において「顧客」という。 銀 行 (専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。 (当該銀行との契約によりファイルを自己の管理する において 使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに 以下この条において同じ。 「記載事項」 以下この条において同じ。 (顧客又は顧客との契約により顧客ファ これを書面に記載すべき事項 という。 )又は当該銀行の用 )の使用に係る電子計 を提供する相手方 )の使用に係る 以下この (以 下

2~5 同上]

(情報通信の技術を利用した提供)

第十四条の十一の八 掲げるものとする。 場合を含む。 準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する 融商品取引法第三十四条の三第十二項 引法第三十四条の二第四項 の条において同じ。 及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。 第三十四条の四第三項 法第十三条の四において準用する金融商品: に規定する内閣府令で定めるものは、 (法第十三条の四において準用する金 (法第十三条の四におい 第三十七条の三 第 以下こ 項

[同上]

1 己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。 せられるファイルをいう。以下この条において同じ。 客又は顧客との契約により顧客ファイル 客」という。)又は当該銀行の用に供する者を含む。 これを当該事項を提供する相手方 約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置 信 おいて同じ。 の条において同じ。)の使用に係る電子計算機と顧客等 三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う銀行との 銀行 口 [線を通じて書面 (法第十三条の四において準用する金融商品取引法第 0) 使用に係る電子計算機とを接続する電気通 に記載すべき事項 (以下この条にお (以下この条にお (専ら顧客の用に供 以下この条に いて 以下こ を自

項に規定する事項の提供を行う銀行の使用に係る電子計算機 に備えられたファイルにその旨を記録する方法 る旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、 引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受け 記録する方法 (法第十三条の 兀 に おいて準用する金融商品 同 取

「記載事

項」

という。

を送信し、

顧客等の使用に係る電子

[ロ〜ニ 略

 $\frac{2}{3}$ 略

略]

(広告類似行為)

第十四条の十一の十七 する。 除く。 等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第二条第一号に規 年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者又 はパンフレットを配布する方法その他の方法(次に掲げるもの 定する電子メールをいう。 は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項 取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は、 いて送信する方法、 に規定する信書便をいう。 信書便(民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四 により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供と 電子メール(特定電子メー 法第十三条の四において準用する金融商品 以下同じ。)、ファクシミリ装置を用 以下同じ。 )を送信する方法、 ルの送信の 適正化 ビラ又 郵便

> を記録する方法) 銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨 出をする場合にあつては、 定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申 計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法 同項に規定する事項の提供を行う (同項に規

「ロ~ニ 同上

同上

 $\begin{bmatrix} 2 \\ \cdot \\ 3 \end{bmatrix}$ 

同上

(広告類似行為)

第十四条の十一の十七 同上

を一体のものとして提供する方法を含む。) おいちにといる他の物品と当該事項が表示されている他の物品と当該事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。) を提供する方法(当該事項のうち景品の (口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示さいに掲げる事項の全てのみが表示されている景品その他の物

#### [イ〜ハ 略]

供される情報を十分に確認すべき旨ニー第十四条の十一の二十三条第一項に規定する方法により提

[削る。]

[削る。

[削る。]

## (契約締結前の情報の提供)

掲げる方法のいずれか(顧客から第一号に掲げる方法による当該部取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、次に第十四条の十一の二十三。法第十三条の四において準用する金融商

#### [一·二 同上]

を一体のものとして提供する方法を含む。) 品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品との他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項のみが表示されている景品その他の物

#### [イ〜ハ 同上]

- 一次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨
- 。) の十一の三十までにおいて「契約締結前交付書面」というの十一の三十までにおいて「契約締結前交付書面」という七条の三第一項に規定する書面(以下この条から第十四条1) 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十
- 金等書面 金等書面 一条・一の二十五第一項第一号に規定する外貨預
- 変更書面 変更書面 第十四条の十一の二十五第一項第三号ロに規定する契約

## (契約締結前交付書面の記載方法)

第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項を産業標準化法(昭和四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第十四条の十一の二十三 契約締結前交付書面には、法第十三条の

うものとする。 情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法)により行

## 一次のいずれかの書面の交付

書面」という。)

書面」という。)

十六及び第十四条の十一の二十九において「契約締結前交付「存を記載した書面(以下この条、次条、第十四条の十一の二条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事

- 正変更すべきものがあるときにおける当該変更すべき事項を で、当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約を締結しようとする場合におい の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項 の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項 に変更すべきものがあるときにおける当該変更をすること に変更すべきものがあるときにおける当該変更な場合におい に変更すべきものがあるときにおける当該変更なできまりに係る に変更すべきものがあるときにおける当該変更すべき事項を
- 十一の二十七第一項第二号において同じ。)による提供の八第一項に規定する方法をいう。次条第三項及び第十四条の二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法(第十四条の十一
- る。 おうとする銀行は、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとす 前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により行
- 号に掲げる方法により受けることについて、書面、当該銀行の 号に掲げる事項を示し、前項に規定する情報の提供を同項第二 一 あらかじめ、顧客に対し、その旨及び第十四条の十一の九各

- ない。
  きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければなら産業規格」という。)Ζ八三○五に規定する八ポイント以上の大二十四年法律第百八十五号)に基づく日本産業規格(以下「日本
- かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。ト以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、る事項を枠の中に日本産業規格Ζ八三○五に規定する十二ポイン前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げ
- 十四条の十一の二十七第十一号に掲げる事項の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条
- 3 銀行は、契約締結前交付書面の最下場に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及び第六号を除く。)の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面には、第十四条の十一の二十七第二、第十四条の十一の二十七第十二号に掲げる事項

得ること。
は第十四条の十一の八第一項第二号に掲げる方法による承諾を使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又

- すること。 一あらかじめ、顧客に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知
- 第十四条の十一の九各号に掲げる事項
- る当該情報の提供を請求することができる旨 当該銀行に対し、当該顧客が前項第一号に掲げる方法によ
- 用いて明瞭かつ正確に記載するものとする。 Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を 五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。) 五号)に基づく日本産業規格(以下「日本産業規格」という。) があ事項を産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十 は、法第十三条の四において準用する金
- 平易に記載するものとする。 大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面には、次に掲げ 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げ
- 第十四条の十一の二十六第一号に掲げる事項
- うち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものの三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項の一法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条
- げる事項を枠の中に日本産業規格2八三〇五に規定する十二ポイ第三項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲

、かつ、前項に規定する事項の次に記載するものとする。ント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し

の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第一 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条

| 一第十四条の十一の二十六第十二号に掲げる事項| 十四条の十一の二十六第十一号に掲げる事項

[条を削る。]

|契約締結前の情報の提供を要しない場合|

める場合は、次に掲げる場合とする。
品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定第十四条の十一の二十四 法第十三条の四において準用する金融商

[号を削る。]

(情報の提供の方法)

締結前交付書面を交付することにより行うものとする。 品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は、契約第十四条の十一の二十四 法第十三条の四において準用する金融商

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第十四条の十一の二十五 [同上]

一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げる事項を、第十一号、第十一号、第十七号及び第十四条の十一の二十七第に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準に対し当該特定預金等契約について法第十三条の四において準いう。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客をいう。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客という。)に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客

に記載すべき事項に係る情報の提供を行つている場合
約に係る前条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面
外に係る前条第一項に規定する方法による契約締結前交付書面
条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項

項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項に変更すべ三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る法第十一 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを

[号の細分を削る。

きものがないとき。

[号の細分を削る。]

た場合に限る。)
た書面(以下この条から第十四条の十一の三十三に規定する方法に準ずる方法により記載し四条の十一の二十三に規定する方法に準ずる方法により記載し

□ 特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していな 団金等契約と同一の内容の特定預金等契約に同一の内容 付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一の内容 付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一の内容 の特定預金等契約に係る契約締結前交

、次に掲げるとき。内容とする特定預金等契約を締結しようとする場合においては三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを三

二号ハにおいて「契約変更書面」という。)を交付している 約締結前交付書面の記載事項に変更すべき記載事項を記載し あつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載し を書面(第五号及び次項並びに第十四条の十一の三十の二第 た書面(第五号及び次項並びに第十四条の分とき。 を書面(第五号及び次項並びに第十四条の分とき。 を書面(第五号及び次項並びに第十四条の分とでである場合に あつては、当該顧客に対し当該変更すべきものがないとき。

三 る。 条の三第 る。 場合又は金融サービス仲介業者(預金等媒介業務を行う者に限 介業者等に関する内閣府令 律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七 に規定する方法による同項に規定する情報の提供を行つている 規定により当該顧客に対し第三十四条の六十三の五十一第一 において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の 託銀行とする電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七 る同項に規定する情報の提供を行つている場合、 顧客に対 る金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該 す 十八号に掲げる事項に係る情報を併せて提供している場合に限 を行つて 十八条第 ^る銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用す の特定預金等契約の締結について、 が 金融サ し第三十四条の 項本文の規定により当該顧客に対 いる場合 項に規定する方法による同項に規定する情報 ービスの提供及び利用環境の整備等に関する法 (第十四 五十三の八第 (令和三年内閣府令第三十五号) |条の の二十六第十七号及び第 項に規定する方法によ 当該銀行を所属銀行と し金融サービス仲 当該銀行を委 項

定する方法による同項に規定する情報の提供の請求があつた場 掲げる要件の全てを満たす場合 簡潔な重要情報提供等を行い、 (当該顧客から前条第 カゝ つ、 項に規 次に 兀 五. する書面 十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対 る法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第 に限る。)が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に いる場合又は金融サービス仲介業者 文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付して を委託銀行とする電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十 顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合、当該銀行 る金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当 する銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用す 十三条の )る事項を併せて記載するものに限る。 -七において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一 当 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀 該顧客に対 (第十四条の十一の二十七第十七号及び第十八号に掲

1規定する場合にあ 項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項 四におい Ļ て準用する金融商品取引法第三十七条の 簡潔な重要情報提供等を行 つては 同 一号の 変更に係るものに限る。 カゝ (第三号口 つ、 法第

兀

一該顧客に対し、

合を除く。

10

の可に規定

を交付している場合

(預金等媒介業務を行う者

項

関

行と

イ していること 情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供 のに限る。 四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各 当該顧 (第二号及び第六号を除く。 号ロに規定する場合にあつて 客に対 以下この号及び第三項において同じ。 (次に掲げる要件の全てを満たす場合に限る。 当該特定預金等契約に係る法第十三条の は に掲げる事項 同号ロの 変更に係るも (前条第 を 電子

(1)

する金融商品取引法第三十七条の三第

項各号

(第二号及

当該特定預金等契約に係る法第十三条の四に

におい

て準用

る電子計算機の

映像面

にお

当該

顧客にとつて見やす当該顧客の使用に係

第六号を除く。

に掲げる事項を、

書面、 契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。) て、 用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合におい 約締結前交付書面 な方法及び程度による説明をしている場合 約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要 イ において同じ。 又は契約変更書面 ようとする場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨預金等 について当 じて表示されるようにしていること(当該閲覧に供する方法 見やすい箇所に第十四条の十一の二十三に規定する方法に進 使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとつて ものである場合を除く。)。 が第十四条の十一の八第二項第一号に掲げる基準に適合する 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の 次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、 第三号ロに規定する場合にあつては契約締結前交付書面 該 脳内の に記載すべき事項を、 (外貨預金等に係る特定預金等契約を締結し 知識 以下この号並びに第五項第二号及び第三号 経験 財 産 0 電子情報処理組織を使 状況及び特定預金等契 (当該顧客に対し契 当該顧客から

るものである場合を除く。)。

が第十四条の十一の八第二項第一号に掲げる基準に適合すて表示されるようにしていること(当該閲覧に供する方法い箇所に前条第三項から第五項までに規定する方法に準じ

(2) 当該特定預金等契約に係る法第十三条の四において準用できる状態に置く措置がとられていること。 できる状態に置く措置がとられていること。 できる状態に置く措置がとられていること。 できる状態に置く措置がとられていること。 できる状態に置く措置がとられていること。

口

口

三号、 説明をしていること 六の三第 契約を締 四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第 して当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による について顧客の知識、 定する場合にあつては、 十六第十 『合を除く。 当該顧客に対し、 第四号及び第七号に掲げる事 結しようとする目的 一項第一号において 号に掲げる事項を除き、 当該特定預金等契約に係る法第十三条の (次に掲げる要件のいずれかに該当する 経験、 同号ロの変更に係るも 財産の状況及び当該特定預金等 顧客属性」 (1)及び第十四条の十 項 前条第一 (第十四条の十 という。 項第 のに限る。 一号口 に照ら の 二 項第 に規

できる状態に置く措置がとられていること。での間)、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することがが終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日まが終了する日又は当該苦情の申出があつたときは、当該期間 引き製約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取

特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付しない場合に	三第一項の規定により前条第一項に規定する方法による契約締結
4 契約締結前交付書面を交付した日(第一項第一号の規定により	2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の
付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。	
場合に限る。)には、当該締結の日において外貨預金等書面を交	
ら契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた	
貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合(当該顧客か	
書面を交付したものとみなされた日を含む。)から一年以内に外	
3 外貨預金等書面を交付した日(この項の規定により外貨預金等	[項を削る。]
について準用する。	
等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変更書面の交付	
第十四条の十一の九の規定は、前項第一号の規定による外貨預金	
二第四項及び令第四条の三の規定並びに第十四条の十一の八及び	
2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の	[項を削る。]
	た場合
	について説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があつ
	第十四条の十一の二十六第十一号に掲げる事項を除く。)
	七条の三第一項第三号、第四号及び第七号に掲げる事項(
	2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十
	り確認した場合
	項に規定する事項の内容を理解したことを適切な方法によ
	の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二
	定する方法による情報の提供のみで当該顧客が法第十三条
	一

む。 載す 日において法第十三条の四において準用 金 等 供に係る特定預金等契約と同 項 係る情報の提供を行つた場合には、 項に規定する方法による契約締結前交付 前 十七条の三第 に係る前条第 号の規定を適用する。  $\mathcal{O}$ の規定により当該情報の提供を行つたものとみなされた日を含 交付 に係る特定預金等契約に係るものに限る。 べき事項に係る情報の提供を行つたものとみなして、 内容の特定預金等契約の締結を行つた場合又は当該情報の提 (第十四条の十一 から 書 面 12 年以内に当該情報の提供に係る特定預金等契約と同 記 項の規定により当該同 項に規定する方法による契約締結前交付書面に記 載 す の二十六の二に規定する外貨預金等をいう き事 項に係る情報の の内容の特定預金等契約 当該締結の日又は当該提供の 一の内容の特定預金等契約 だする金 書面に記 提供を行つた日 融商品取引法第三 に係る前条第 載すべき事項に (外貨預 前項第  $\widehat{\mathcal{L}}_{\mathcal{O}}$ 

第

 $\mathcal{O}$ に

約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。 おける当該特定預金等契約の 年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同 おいて契約締結前交付書面を交付したものとみなして、 内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、 一号の規定を適用する。 締結 の日及びこの 項 Ô 当該締結の日 規定により契 第 から

問 事 切な方法により 項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項 る提供のみで当該顧客がこれらの事項の内容を理解したことを適 に対して回答をすることを含む。 項について説明をすること(第一 ない旨の当該顧客の意思の表明があつた場合を除き、 磁的方法による提供 第 項 第四号の「簡潔な重要情報提供等」 確認し をし た場合又はこれらの 当該書面の交付又は電磁的方法によ 号の質問例に基づく顧客の質 をいう。 事項 とは、 について説明を要 次に掲げる事 これらの  $\hat{O}$ 

3

5 客の質問に対して回答をすることを含む。)をいう。 れらの事項について説明をすること(第一号の質問例に基づく 第 項 十四 を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項 第 一条の十 項 第五 号の の八第 「簡潔な重要情報提供等」とは、 項各号に掲げる方法による提供をし 次に掲げる事

法第十三条の四におい て準用する金融商品取引法第三十七

法第十三条の四において準用する金融商品

取引法第三十七

条

ものの概要及びこれに関する質問例うち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資する主なの三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項の

容を十分に確認すべき旨と供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事項の内の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項の法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条

同項に規定する情報の提供を行う旨 顧客から請求があるときは前条第一項に規定する方法による

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第十四条の十一の二十五 5 ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法 することができない場合にあつては、 預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条にお るものは、 品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定め ず、 て同じ。 の計算方法とする。 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類 手数料、 及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれ 報酬、 ただし、 法第十三条の四において準用する金融商 費用その他いかなる名称によるかを問 これらの事項に係る情報の提供 その旨及びその理由とする (当該特定

判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例ものに限る。)のうち特定預金等契約の締結についての顧客の第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の変更に係るの三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項(

必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために

顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

三

旨

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第十四条の十一の二十六 6 ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法 わず、 品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定め い場合にあつては、その旨及びその理由とする いて同じ。 預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以下この条にお るものは、 の計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができな 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種 手数料、 及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれ 報酬、 法第十三条の四において準用する金融 費用その他いかなる名称によるかを問 (当該特定

# (契約締結前交付書面の記載事項)

品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定め第十四条の十一の二十六 法第十三条の四において準用する金融商

る事項は、次に掲げる事項とする。

情報を十分に確認すべき旨 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項として提供される

## [二~十六 略]

### [十八・十九 略]

の記載事項の特則)(外貨預金等に係る特定預金等契約に関する契約締結前交付書面

いう。)に係るものである場合(当該顧客から前条各号(第一号三号に掲げるものに該当するものを除く。以下「外貨預金等」と約が第十四条の十一の四第二号に掲げるもの(同条第一号又は第第十四条の十一の二十六の二 その締結しようとする特定預金等契

第十四条の十一の二十七 [同上]

# 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

### [二~十六 同上]

[条を加える。]

八号に掲げる事項とする。 、第十一号、第十七号及び第十 の規定にかかわらず、同条第一号、第十一号、第十七号及び第十 における法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十 における法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十 の規度を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。) 、第十一号、第十七号及び第十八号を除く。)に掲げる事項に係

三第二項の規定による説明を要しない事項等)(法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の

2 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の事項は、第十四条の十一の二十六第十一号に掲げる事項とする。融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する内閣府令で定める第十四条の十一の二十六の三 法第十三条の四において準用する金

三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、

次に掲げ

る場合とする。

適切な方法により確認した場合当該顧客が同条第二項に規定する事項の内容を理解したことを商品取引法第三十七条の三第一項に規定する情報の提供のみで顧客属性に照らして、法第十三条の四において準用する金融

客の意思の表明があつた場合の三第二項に規定する事項について説明を要しない旨の当該顧二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条

「条を加える。

## (契約締結時の情報の提供)

にあつては、当該方法)により行うものとする。
ち第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつた場合の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか(顧客かの規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか(顧客かの規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか(顧客かの規定による情報の提供は、次に掲げる方法の記述が成立したときにおける第十四条の十一の二十七一特定預金等契約が成立したときにおける

める書面の交付次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定

。)
四条の十一の二十九において「契約締結時交付書面」という
四条の十一の二十九において「契約締結時交付書面」という
条の四に規定する事項を記載した書面(以下この条及び第十 る法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七 特定預金等契約が成立したとき 当該特定預金等契約に係

項を記載した書面 定する事項に変更すべきものがあるとき 当該変更すべき事条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四に規変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る法第十三変更に伴い既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすること既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすること

いて準用する。 の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする銀行につの提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする銀行につ2 第十四条の十一の二十三第二項の規定は、前項に規定する情報二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

[条を加える。]

(契約締結時交付書面の記載事項)

に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第十四条の十一の二十八 特定預金等契約が成立したときにおける

一~十一 略]

(契約締結時の情報の提供を要しない場合)

があつたときに限る。 係る情報の提供を行つている場合 客に対し法第十三条の四に に記載すべき事項に係る情報の提供を要しない旨の意思の表明 二に規定する場合であつて 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一 .規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に 七条の三 第 項の規定により第十四条の十 おいて準用する金融商品 当該顧客から契約締結時交付書面 (第十四条の十一の二十六の 年以内に当該顧 の二十三第 取引法 第三 項

(契約締結時交付書面の記載事項)

という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。四第一項に規定する書面(次条において「契約締結時交付書面」の法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の第十四条の十一の二十八 特定預金等契約が成立したときに作成す

[一~十一 同上]

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし第十四条の十一の二十九 契約締結時交付書面に係る法第十三条の

書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

合に限る。)
お締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場対に対し外貨預金等書面を交付している場合(当該顧客から契格に預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧

預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交一 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定

預

金等契約と同

0)

内容の

特定預金等契約に係る第十四条の十

年以内に当該顧客に対し当該特定

特定預金等契約の締結前一

報の提供を行つていない場合を含む。)

・おう法による契約締結時交付書面に記載すべき事項に係る情定により当該同一の内容の特定預金等契約について同項に規定定はより当該同一の内容の特定預金等契約について同項に規定一の二十七第一項に規定する方法による契約締結時交付書面に

項に変更すべきものがないとき。 において準用する金融商品取引法第三十七条の四に規定する事に伴い既に成立している特定預金等契約に係る法第十三条の四に伴い既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。]

いて準用する金融商品取引法第三十七条の四本文の規定により る金融商品取引法第三十七条の四本文の規定により当該顧客に対し第三十四条の五十三の十四第一項に規定する方法による同対し第三十四条の五十三の十四第一項に規定する方法による同対し第三十四条の五十三の十四第一項に規定する方法による同 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行と 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行と

既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることをの特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していなの特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していない。

げるとき。 内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲している特定預金等契約の一部の変更をすることを

た書面を交付しているとき。 お締結時交付書面の記載事項に変更すべき記載事項を記載し あつては、当該顧客に対し当該変更すべきものがある場合に 約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。 と書面を交付しているとき。 た書面を交付しているとき。

融サー 融サー 当該 条第二項において準用する金融商 定する情報 内閣府令第  $\mathcal{O}$ 方法による同項に規定する情報の提供を行つている場合又は 規定により当該顧客に対し金融サービス仲介業者等に関する 顧客に対し第三 ピ ピ スの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十 ス仲介業者 0 九十九条の 提供を行つている場合 (預金等媒介業務を行う者に限る。 匹 第 条 0 項に規定する方法による同 六十三 品取引法第三十七条の四 の 五十五 第 項に規 項 定 が する 本文 金

[項を削る。]

2

場合に限る。 約 た 日 による契約締結前交付書面に記載すべ す れ る契約 0 三条の四にお 第十四 つたものとみなして、 の締結を行つたとき た日を含む。 規定により き事項に係る情報の提供を要しない旨の意思の表明が (この項の規定により当該情報の提供を行つたものとみなさ 締結前交付書面 条の十一 第十 いて準用する金融商品取引法第三十七条の三第 には、 から一 の二十六の二に規定する場合において、 厄 条の 当該締結の日におい に記載すべき事 (当該顧客から契約締結時交付書面 年以内に外貨預金等に係る特定預金等契 前項第 + の 二 号の 十三第 規定を適用する き事項に係る情報の 項に係る情報の提供を行つ 項に規定する方法によ 7 同 項に規定する方法 法第十 提供 あ に記載 った 項 3

する書面を交付している場合
十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定
に限る。)が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関す
いる場合又は金融サービス仲介業者(預金等媒介業務を行う者

交付について準用する。 第十四条の十一の九の規定は、前項第三号ロの規定による書面の二第四項及び令第四条の三の規定並びに第十四条の十一の八及び二 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十四条の

2

貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合 書面を交付したものとみなされた日を含む。 場合に限る。 ら契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の 付したものとみなして、 外貨預金等書面を交付した日(この項の規定により外貨預 には、 当該締結の 第 一項第一号の規定を適用する 日におい て外貨預金等書 )から一年以内に外 表明が (当該 顧 あ 面 金等 つた 客

時 に 0 の規定により当該情報の提供を行つたものとみなされた日を含む 行わない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの項 項 おいて当該情報の 内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、 第一号の規定により特定預金等契約について当該情報の提供を 交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行つた日 から一年以内に当該情報の提供に係る特定預金等契約と同 应 条の 提 供を行つたものとみなして、 第 項に規 定する方法による契約 第一項第二号 当該締結の日 ( 第 締結

3

(禁止行為)

0)

規定を適用する。

、次に掲げる行為とする。 商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める行為は第十四条の十一の三十の二 法第十三条の四において準用する金融

一「略」

[号を削る。

4 特 第二号の規定を適用する。  $\mathcal{O}$ に 約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。) から おける当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契 年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同 .おいて契約締結時交付書面を交付したものとみなして、 内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、 ・定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合に 契約締結時交付書面を交付した日 ( 第 一 項第一号の規定により 当該締結の 項 日

(禁止行為)

第十四条の十一の三十の二 [同上]

一 [同上]

□ 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資 □ 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資 □ 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資 □ 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資 □ 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資

#### 二 四

#### 略

(情報通 信の技術を利用した提供

第三十四 おい する内閣府令で定めるものは、 項において準用する場合を含む。) 条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六 商品取引法第三十四条の二第四項 準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項 て準用する場合を含む。 条の二の 八 法第五十二条の二の 以下この条において同じ。 次に掲げるものとする。 (法第五十二条の二の五におい 及び第三十四条の 五において準用する金 (法第五十二 兀 第三項に に規定 融

電 子情 報処 理 組 織 を使用する方法のうち次に掲げるもの

同上

場合にあつては、 及び程度による説明をすることなく、 第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)に 五号まで及び第七号に掲げる事項 て準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第 結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法 ついて顧客の知識、 当該書面に記載されている事項であつて同 経験、 財産の状況及び特定預金等契約を締 (ハに掲げる書面を交付する 特定預金等契約を締結 項

契約締結前交付書 面

外貨預金等書面

契約変更書面

同上

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の二の八 定めるものは、 場合を含む。 三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する 項において準用する場合を含む。 条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六 商品取引法第三十四条の二第四項 て準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項 以下この条において同じ。 次に掲げるものとする。 法第五十二条の二の五において準用する金融 (法第五十二条の二の五 第三 十四四 に規定する内閣府令で · 条の 兀 (法第五十二 ]第三項、 にお 第

面に記 は受けない旨の申出をする場合にあつては、 電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法 条において同じ。 下この条において同じ。 条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾 五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十四 気通信回線を通じて記載事項を送信し、 を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この に供せられるファイルをいう。 外国 .備えられたファイルにその旨を記録する方法 ,項の提供を行う外国銀行代理銀 、顧客又は顧客との契約により顧客ファイル アイル )又は当該外国銀行代理銀行の用に供する者を含む。 )を提供する相手方(以下この条において「顧客」とい 載 銀 Ť を自己の管理する電子計算機に備え置き、これ 行代理銀行 べき事項 )の使用に係る電子計算機とを接続する電 (当該外国銀行代理銀行との契約により (以下この )の使用に係る電子計算機と顧客等 以下この条において同じ。 条におい 行の使用に係る電子計算機 顧客等の使用に係る て 同項に規定する 記載事項」 (専ら顧客の (法第 ·を書 用 以 又

「ロ〜ニ略

二

2

3

略

(広告類似行為)

イ よる提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合 同じ。 国銀行代理銀行の用に供する者を含む。以下この条において 相手方(以下この条において「顧客」という。)又は当該外 管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する を記録する方法 銀行の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨 にあつては、 られた顧客ファイルに記録する方法 という。)を送信し、 て書面に記載すべき事項 電子計算機に備え置く者をいう。 の契約により顧客ファイル 供を行う外国銀行代理銀行との契約によりファイルを自己の る金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提 イ の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通 外国 ルをいう。以下この条において同じ。)を自己の管理する 国銀行代 の使用に係る電子計算機と顧客等 7理銀行 同項に規定する事項の提供を行う外国銀行代理 (法第五十) 顧客等の使用に係る電子計算機に備 (以下この条において (専ら顧客の用に供せられるファ 一条の一 以下この条において同じ。 (同項に規定する方法に 0) 五に (顧客又は顧客と お 「記載事項」 準用 す

[ロ〜ニ 同上]

| [同上]

2·3 同上]

(広告類似行為)

第三十四条の二の十七 同様の内容で行う情報の提供とする。 メールを送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法そ 融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める行為は 他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に対して 郵便、 当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品と その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、 を一体のものとして提供する方法を含む。) れているものに限る。)を提供する方法 される情報を十分に確認すべき旨 次に掲げる事項の全てのみが表示されている景品その他の物 (ロから二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示さ 「削る。 削 [削る。] 第三十四条の二 る。 信書便、 略 ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子 法第五十二条の二の五において準用する金 0) 十三 第 項に規定する方法により提供 (当該事項のうち景品 第三十四条の二の十七 [一・二 同上] を一体のものとして提供する方法を含む。) 当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品と その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては れているものに限る。)を提供する方法 品 (3)(2)次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他 (1) (ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示さ 三十四条の二の三十の二までにおいて 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨 金等書面 第三十七条の三第一項に規定する書面 面」という。) 第三十四条の二の二十五第一項第三号ロに規定する契約 第三十四条の二の二十五第一項第一号に規定する外貨預 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法 同上 同上 (当該事項のうち景品 「契約締結前交付書 (以下この条から第

#### 変更書面

## (契約締結前の情報の提供)

より行うものとする。 る当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、 金融商品取引法第三十七条の 三十四条の二の二十三 掲げ る方法 0 ず 法第五十二条の二の五において準用する れか 第 (顧客から 項の規定による情報の提供は 第 号に掲げる方法によ 当該方法)に

## 一次のいずれかの書面の交付

2

前交付書面」という。)

二の二十六及び第三十四条の二の二十九において「契約締結三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲

回 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすること ・ 関係の表達の一位の対象のでは、 ・ 関係の対象のでは、 ・ 対に係る法第五十二条の二の五において準用する金融商品取 ・ 対に係る法第五十二条の二の五において準用する金融商品取 ・ 対に係る法第五十二条の二の五において準用する金融商品取 ・ 対に成立している特定預金等契 ・ 対している特定預金等契 ・ 対している特定預金等 ・ 対している特定預金等 ・ 対している特定預金等 ・ 対している ・

の二の二十七第一項第二号において同じ。)による提供の八第一項に規定する方法をいう。次条第三項及び第三十四条一 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法(第三十四条の二

## (契約締結前交付書面の記載方法)

用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項を日本産業規格の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第三十四条の二の二十三 契約締結前交付書面には、法第五十二条

かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。ト以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、る事項を枠の中に日本産業規格2八三○五に規定する十二ポイン前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げ

及び第三十四条の二の二十七第十一号に掲げる事項十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三

及び第三十四条の二の二十七第十一号に掲げる事項 こ 第三十四条の二の二十七第十二号に掲げる事項 こ 第三十四条の二の二十七第十号に掲げる事項及び法第五十二条の二の五におい 正の二十七第一号に掲げる事項及び法第五十二条の二の五におい で準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事 項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを の文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面には、第三十四条の 記載するものとする。

- たすものとする。 おうとする外国銀行代理銀行は、次に掲げる要件のいずれかを満おうとする外国銀行代理銀行は、次に掲げる要件のいずれかを満
- による承諾を得ること。

  「はる承諾を得ること。」

  「はる承諾を得ること。

  「はる承諾を得ること。
- すること。
  一あらかじめ、顧客に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知
- 第三十四条の二の九各号に掲げる事項
- げる方法による当該情報の提供を請求することができる旨 当該外国銀行代理銀行に対し、当該顧客が前項第一号に掲
- 平易に記載するものとする。 大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に る事項を日本産業規格Z八三○五に規定する十二ポイント以上の 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げ
- 第三十四条の二の二十六第一号に掲げる事項
- | 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三

の 事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なも 事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なも 一十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる

、かつ、前項に規定する事項の次に記載するものとする。 ント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し がる事項を枠の中に日本産業規格2八三○五に規定する十二ポイ 第三項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲

及び第三十四条の二の二十六第十一号に掲げる事項十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三

二 第三十四条の二の二十六第十二号に掲げる事項

[条を削る。]

(契約締結前の情報の提供を要しない場合)

令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府第三十四条の二の二十四 法第五十二条の二の五において準用する

[号を削る。]

(情報の提供の方法)

、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとする。金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提供は第三十四条の二の二十四 法第五十二条の二の五において準用する

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の二の二十五 [同上]

客に対し当該特定預金等契約について法第五十二条の二の五に一外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧

おいて、 第 二条の二 内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合に 付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行つている場合 金等契約に係る前条第 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを 特定預金等契約の締結前 項の規定により当該特定預金等契約と同 当該変更に伴 0) 五にお いて準用する金融商品取引法第三十七条の三 既に成立している特定預金等契約に係 項に規定する方法による契約締結前交 一年以内に当該顧客に対し法第五十 一の内容の特定預

[号の細分を削る。] 事項に変更すべきものがないとき 十七条の三第一

項各号(第二号及び第六号を除く。

)に掲げる

る法第五

十二条の二の

五において準用する金融商品取引法第三

[号の細分を削る。]

おいて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一号及おいて準用する金融商品取引法第三十七条の三の表明があった場合に限る。)を交付している場合(当該顧客「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客「外貨預金等書面」という。)を交付している場合(当該顧客がら契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があから契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があった場合に限る。)

「既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることをの特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していない場合を含む。) 「既に成立している場合(前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交付書面を交付していな

特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定

あつては、次に掲げるとき。 内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合に三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを

合を除く。)

定する方法による同項に規定する情報の提供の請求があつた場
掲げる要件の全てを満たす場合(当該顧客から前条第一項に規
三 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、次に

兀

あつては、

当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載し

係るもの の 二 の 項各号 |該顧 項第 五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第 客に対 に限る。 (第 号ロに規定する場合にあつては 一号及び第六号を除く 以下この号及び第三項において同じ。 当 該 **以特定預** 金等契約に係る法第五十二条 に掲げる事項 同号ロの変更に ( 前 条 いて イ

イ

ら契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除く。 使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している場合にお 号において同じ。 結しようとする場合にあつては契約締結前交付書面又は外貨預 必要な方法及び程度による説明をしている場合 等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために 号ロに規定する場合にあつては の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項 五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条 金等書面 し契約締結前交付書面 面又は契約変更書面 じて表示されるようにしていること(当該閲覧に供する方法 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、 いて が第三十四条の二の八第二項第一号に掲げる基準に適合する 見やすい 使用に係る電子計算機の映像面において、 た書面 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、 について当該顧客の知識 次に掲げる要件の全てを満たすときに限 「契約変更書面」という。)を交付しているとき。 (以下この条から第三十四条の二の三十の二までにお ・箇所に第三十四条の二の二十三に規定する方法に準 前号ロに規定する場合にあつては契約締結前交付書 に記載すべき事項を 以下この号並びに第五項第三 (外貨預金等に係る特定預金等契約を締 経験 同号の変更に係るものに限る 財産の状況及び特定預金 電子情報処理組織を 当該顧客にとつて ŋ (当該顧客に対 二号及び第三 かつ、 当該顧客の 当該顧客か 法第

限る。

(1) 当該特定預金等契約に係る法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第一二号及び第六号を除く。)に掲げる事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとつて見やすい箇所に前条第三項から第五項までに規定する方法の方法が第三十四条の二の八第二項第一号に掲げる基準にる方法が第三十四条の二の八第二項第一号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。)。

(2) 当該特定預金等契約に係る法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第一一年及び第六号を除く。)に掲げる事項に掲げられた取引で最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日まで同じ当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することができる状態に置く措置がとられていること。

二の二十六第十一号に掲げる事項を除き、前条第一項第一号「項第三号、第四号及び第七号に掲げる事項(第三十四条のの二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三第」 当該顧客に対し、当該特定預金等契約に係る法第五十二条

ものである場合を除く。)。

が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日まの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日まで当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取

口

による説明をしていること(次に掲げる要件のいずれかに該る。)について顧客に理解されるために必要な方法及び程度の二十六の三第二項第一号において「顧客属性」という。)の二十六の三第二項第一号において「顧客属性」という。)について顧客の知識、経験、財産の状況及び当該特定による説明をしていること(次に掲げる要件のいずれかに該口に規定する場合にあつては、同号口の変更に係るものに限口に規定する場合にあつては、同号口の変更に係るものに限

1) 「顧客属生これらして、簡累な重要青級是共等を遂付こ見当する場合を除く。)。 当する場合を除く。)。

(1) 顧客属性に照らして、簡潔な重要情報提供等及びイに規定する方法による情報の提供のみで当該顧客が法第五十二定する方法による情報の提供のみで当該顧客が法第五十二定する方法による情報の提供のみで当該顧客が法第五十二

があつた場合

「おいて説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明事項(第三十四条の二の二十六第十一号に掲げる事項を除事項(第三十四条の二の二十六第十一号に掲げる事項を除る。)について説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明

[項を削る。]

[項を削る。]

できる状態に置く措置がとられていること。での間)、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することが

更書面の交付について準用する。 よる外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変2 第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第一号の規定に

貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合(当該顧客か書面を交付したものとみなされた日を含む。)から一年以内に外外貨預金等書面を交付した日(この項の規定により外貨預金等

2 交付書 条第 提供の日 七条の三 して、 定預金等 品取引法第三十七条の三第 事項に係る情報の提供を行つた場合には、 外貨預金等に係る特定預金等契約に係るものに限る。 約と同一 日を含む。 約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行つた日 (この項の規定により当該情報の提供を行つたものとみなされた 報の提供 法第五十二 前項第一号の規定を適用する。 項 面 記記: 契約に係る前条第 の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合又は当該情 第 において法第五十二条の二の に規定する方法による契約締結前交付書面に記 係る特定預 一条の二の五において準用する金融商品取引法第三十 から一 記載すべ 項 の規定により き事項に係る情報の提供を行つたものとみな 年以内に当該情報の提供に係る特定預金等契 金等契約と同 項の 前条第一 項に規定する方法による契約 規定により当該同 五にお 項に規定する方法による契 の内容の特定預金等契約 当該締結の日又は当該 いて準用する金融商 0 に係る前 内容の 載すべ 結 き 前 特

第

一号の規定を適用する。

に

おいて契約締結前交付書面を交付したものとみなして、

第

項

場合に限る。 の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、 特定預金等契約につい 約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。 おける当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により 付したものとみなして、 ら契約締結前交付書面 年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同 契約締結前交付書面を交付した日 )には、 当該締結の日において外貨預金等書面 て契約締結前交付書面を交付しない場合に の交付を要しない旨の意思の表明が 第一 項第一号の規定を適用する。 ( 第 一項第 一号の規定により 当該締結の日 あ カュ った を交 契

4

切な方法により確認した場合又はこれらの事項に る提供のみで当該顧客がこれらの 電磁的方法による提供 項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項 第 項 第三号の 「簡潔な重要情報提供等」 いをし 当 該 事項の内容を理解したことを適 書 面 の交付又は電磁的 とは、 次に掲げる事 て説明を要 方法によ  $\mathcal{O}$ 5

3

客 項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項 れ 第三十四条の二の の質問 らの事項について説明をすること 第 項第四号の に対して回答をすることを含む。 八第 「簡潔な重要情報提供等」とは、 項各号に掲げる方法による提供をし ( 第 一号の質問例に基づく顧 をいう。 次に掲げる事

問に対して回答をすることを含む。 事項について説明をすること(第 な 旨 0 当 該 顧 客の 意思の 表明 が 一号の質問例に基づく顧客の質 あ をいう。 0 た場合を除き、 これら  $\mathcal{O}$ 

る主なものの概要及びこれに関する質問例事項のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に資す十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三

項の内容を十分に確認すべき旨事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受ける事十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる一 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三

同項に規定する情報の提供を行う旨 顧客から請求があるときは前条第一項に規定する方法による

顧客が支払うべき対価に関する事項)

第三 条において同じ。 該 カゝ で定めるものは、 金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令 [特定預金等契約に係る元本の を問わず、 一十四条の二の二十五 種 |類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等 手数料、 及び当該金額の合計 法第五十二条の二の五において準用する 報酬、 額に対する割合を含む。 費用その他いかなる名称による 額若しくはその上限額又 以下この (当

> 事項 旨 必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべ 顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問 十七条の三第一項各号 に係るものに限る。 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために 法第五十二条の二の五において準用する金融商品 (第一項第三号ロに規定する場合にあつて のうち特定預金等契約の締結につい (第二号及び第六号を除 <u>ک</u> は 同号の 取引法第三 に掲げる ての 例 変更

顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

三

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第三十四条の二の二十六 条にお 該 の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法 かを問わず、 で定めるものは、 金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内閣府令 .特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。 いて同じ。 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手数料等 手数料、 及び当該金額の合計額若しくはその上限額又 法第五十二条の二の五において準用する 報酬、 費用その他いかなる名称による 以下この (当

	げる事項とする。
	条の規定にかかわらず、同条第一号、第十一号及び第十七号に掲
	十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前
	ける法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三
	報の提供を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。)にお
	第一号、第十一号及び第十七号を除く。)に掲げる事項に係る情
	約が外貨預金等に係るものである場合(当該顧客から前条各号(
[条を加える。]	第三十四条の二の二十六の二 その締結しようとする特定預金等契の記載事項の特則)
	(外貨預金等に係る特定預金等契約に関する契約締結前交付書面
[二~十七 同上]	[二~十七 略]
	情報を十分に確認すべき旨
一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨	一 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項として提供される
	で定める事項は、次に掲げる事項とする。
	金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令
第三十四条の二の二十七 [同上]	第三十四条の二の二十六 法第五十二条の二の五において準用する
(契約締結前交付書面の記載事項)	(契約締結前交付書面の記載事項)
	とする。
できない場合にあつては、その旨及びその理由とする。	提供をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由
はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることが	はこれらの計算方法とする。ただし、これらの事項に係る情報の

第三十四条の二の二十六の三 する金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する内閣府令で 七条の三第一 (法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十 一項の規定による説明を要しない事項等) 法第五十二条の二の五において準用

[条を加える。

2 七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十 次

する。

定める事項は、

第三十四条の二の二十六第十一号に掲げる事項と

に掲げる場合とする。

ことを適切な方法により確認した場合 のみで当該顧客が同条第二項に規定する事項の内容を理解した る金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する情報の提供 顧客属性に照らして、 法第五十二条の二の五において準用す

当該顧客の意思の表明があつた場合 十七条の三第二項に規定する事項について説明を要しない旨の 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三

(契約締結時の情報の提供)

第三 条の四の規定による情報の提供は、 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七 十四四 条の二の一 二十七 特定預金等契約が成立したときにおける 次に掲げる方法のいずれか(

顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつ

た場合にあつては、

当該方法)

により行うものとする。

[条を加える。

める書面の交付 かる書面の交付 おばる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定

という。)

で第三十四条の二の二十九において「契約締結時交付書面」で第三十四条の二の二十九において「契約締結時交付書面」三十七条の四に規定する事項を記載した書面(以下この条及三十七条の二の五において準用する金融商品取引法第4 特定預金等契約が成立したとき 当該特定預金等契約に係

ロに規定する事項に変更すべきものがあるとき 当該変更す 変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る法第五十変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る法第五十 変更に伴い既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすること 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすること

代理銀行について準用する。 の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする外国銀行の 第三十四条の二の二十三第二項の規定は、前項に規定する情報二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供

(契約締結時交付書面の記載事項)

る。 条の四に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とす、 法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七第三十四条の二の二十八 特定預金等契約が成立したときにおける

(契約締結時交付書面の記載事項)

書面」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならな七条の四第一項に規定する書面(次条において「契約締結時交付3法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十第三十四条の二の二十八 特定預金等契約が成立したときに作成す

### [一~十一 略

(契約締結時の情報の提供を要しない場合)

場合とする。
条の四ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる法第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七第三十四条の二の二十九 特定預金等契約が成立したときにおける

事項に係る情報の提供を行つている場合 第 法第三十七条の三第一 客に対し法第五十二 付書面に 十六の二に規定する場合であつて、 表明があつたときに限る。 外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧 項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき 記載すべき事項に係る情報の提供を要しない旨の意思 一条の二 項の規定により第三十四条の二の二十三 0) 五において準用する金融商品取引 当該顧客から契約締結時交 (第三十四条の二の二

報の提供を行つていない場合を含む。) 現金等契約と同一の内容の特定預金等契約に何いて同項に規定 により当該同一の内容の特定預金等契約に係る第三十四条の 記載すべき事項に係る情報の提供を行つている場合(前号の規 記載すべき事項に係る情報の提供を行つている場合(前号の規 記載すべき事項に係る情報の提供を行っている場合(前号の規 記載すべき事項に係る情報の提供を行っている場合(前号の規 記載すべき事項に係る情報の提供を行っているい場合を含む。)

\ \ \ \

[一~十一 同上]

ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合との二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項第三十四条の二の二十九 契約締結時交付書面に係る法第五十二条(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

する。

合に限る。)
お締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場容に対し外貨預金等書面を交付している場合(当該顧客から契客に対し外貨預金等書面を交付している場合(当該顧客から契めり資金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧

い場合を含む。)

い場合を含む。)

の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していな
付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一の内容
の特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交

する事項に変更すべきものがないとき。
二の五において準用する金融商品取引法第三十七条の四に規定に伴い既に成立している特定預金等契約に係る法第五十二条のに伴い既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。]

[項を削る。]

2 あつた場合に限る。 金等契約の締結を行つたとき みなされた日を含む。 を行つた日(この項の規定により当該情報の提供を行つたものと 法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供 る方法による契約締結前交付書面に記載す 十二条の二 に記載すべき事項に係る情報の提供を要しない旨の意思の表明が 第三十四条の二の二十六の二に規定する場合において、 項の規定により第三十四条の二の二十三第 の五において準用する金融商品取引法第三十七条の三 )から一年以内に外貨預金等に係る特定預 には、 当該締結の日において同項に規定す (当該顧客から契約締結時交付書面 べき事項に係る情報の 項に規定する方 法第五

げるとき。 内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを

本書面を交付しているとき。 約締結時交付書面の記載事項に変更すべき記載事項を記載し あつては、当該顧客に対し当該変更すべきものがある場合に あつては、当該顧客に対し当該変更すべきものがある場合に あつては、当該顧客に対し当該変更すべきものがないとき。 た書面を交付しているとき。

による書面の交付について準用する。 第十四条の十一の二十九第二項の規定は、前項第三号ロの規定

時交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行つた日(第一3 第三十四条の二の二十七第一項に規定する方法による契約締結提供を行つたものとみなして、前項第一号の規定を適用する。

の規定を適用する。
の規定を適用する。
の規定により当該情報の提供を行つたものとみなして、第一項第二号の内容の特定預金等契約の締結を行つたものとみなされた日を含むの規定により当該情報の提供を行つたものとみなされた日を含むの規定により当該情報の提供を行つたものとみなされた日を含む項第一号の規定により特定預金等契約について当該情報の提供を項第一号の規定により特定預金等契約について当該情報の提供を

(禁止行為)

行為は、次に掲げる行為とする。 る金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令で定める第三十四条の二の三十の二 法第五十二条の二の五において準用す

「略」

[号を削る。

4 契約締結時交付書面を交付したものとみなして、第一項特定預金等契約について契約締結時交付書面に係る特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。)からの内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、当該締結の日の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、当該締結の日の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、当該締結の日をで付しない場合により契において契約締結時交付書面を交付した。

(禁止行為)

第三十四条の二の三十の二 [同上]

同上

■ 次に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資 「大に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資 「大に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資 「大に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資 「大に掲げる書面の交付に関し、あらかじめ、顧客(特定投資

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物[一・二 同上]	三 次に掲げる事項の全てのみが表示されている景品その他の物[一・二 略]
	対して同様の内容で行う情報の提供とする。方法その他の方法(次に掲げるものを除く。)により多数の者に
	ールを送信する
	行為は、郵便、信書便、ファクシミリ装置を用いて送信する方法
	する金融商品取引法第三十七条各項に規定する内閣府令で定める
第三十四条の五十三の二 [同上]	第三十四条の五十三の二 法第五十二条の四十五の二において準用
(広告類似行為)	(広告類似行為)
三〜五 [同上]	二~四 [略]
ハ契約変更書面	
口 外貨預金等書面	
イ 契約締結前交付書面	
、特定預金等契約の締結の代理又は媒介をする行為	
解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく	
況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理	
掲げる事項に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状	
れている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に	
ハに掲げる書面を交付する場合にあつては、当該書面に記載さ	
条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(	
第五十二条の二の五において準用する金融商品取引法第三十七	
を含む。)を除く。以下この号において同じ。)に対して、法	

を一体のものとして提供する方法を含む。)当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とその他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、れているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示さ

[イ〜ハ 略]

される情報を十分に確認すべき旨ニー第三十四条の五十三の八第一項に規定する方法により提供

「削る。」

[削る。

「削る。

(契約締結前の情報の提供)

による当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法供は、次に掲げる方法のいずれか(顧客から第一号に掲げる方法する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提第三十四条の五十三の八 法第五十二条の四十五の二において準用

により行うものとする。

を一体のものとして提供する方法を含む。)当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とその他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、れているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品品(口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示さ

イ~ハ同上

一 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

前交付書面」という。)
の第三十四条の五十三の十七の二までにおいて「契約締結ら第三十七条の三第一項に規定する書面(以下この条か引法第三十七条の三第一項に規定する書面(以下この条か)

金等書面金等書面の十第一項第一号に規定する外貨預別

変更書面 変更書面 第三十四条の五十三の十第一項第三号ロに規定する契約

(契約締結前交付書面の記載方法)

字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

「現各号(第二号及び第六号を除く。)に掲げる事項を日本産業
の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第
の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第

## 一次のいずれかの書面の交付

- マットの マットの で掲げる事項を記載した書面(以下この条、次条、第三十四 に掲げる事項を記載した書面(以下この条、次条、第三十四 の五十三の十二及び第三十四条の五十三の十六において「 の五十三の十二条の四十五の二において準用する金融商品取引 を記載した書面(以下この条、次条、第三十四 を記載した書面(以下この条、次条、第三十四 を記載した書面(以下この条、次条、第三十四 を記載した書面(以下この条、次条、第三十四 を記載した書面(以下この条、次条、第三十四 を記載した書面(以下この条、次条、第三十四 を記載した書面(以下この条、次条、第三十四 を記載した書面(以下この条、次条、第三十四 を記載した。)
- 京変更すべき事項を記載した書面 を内容とする特定預金等契約の一部の変更をすること で内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、当該変更に伴い既に成立している特定預金等契 に成立している特定預金等契 は、)に掲げる事項に変更すべきものがあるときにおける当 で、)に掲げる事項に変更すべきものがあるときにおける当 で、)に掲げる事項を記載した書面
- じ。)による提供十三の十第一項に規定する方法をいう。次条第三項において同十三の十第一項に規定する方法をいう。次条第三項において同二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法(第三十四条の五
- ものとする。 おうとする銀行代理業者は、次に掲げる要件のいずれかを満たする 前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により行
- の五十三の十第一項第二号に掲げる方法による承諾を得ること子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第三十四条一、前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により、前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる事項を示し
- 3 2 三の十二第一号に掲げる事項及び法第五十二条の四十五の二にお 約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。 る事項を枠の中に日本産業規格2八三〇五に規定する十二ポイン 定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契 ぼすこととなる特に重要なものを、日本産業規格2八三○五に規 及び第六号を除く。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及 いて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項各号 カゝ 1 銀行代理業者は、契約締結前交付書面には、第三十四条の五 以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し つ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、 五号及び第三十四条の五十三の十二第十一号に掲げる事項 第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項 第三十四条の五十三の十二第十二号に掲げる事 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法 次に掲げ (第二号

- 行代理業者が使用するものイー第三十四条の五十三の十第一項各号に掲げる方法のうち銀
- ロ ファイルへの記録の方式
- すること。
  一あらかじめ、顧客に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知
- 前号イ及びロに掲げる事項
- 確に記載するものとする。 本法による当該情報の提供を請求することができる旨 事が場合を除く。)に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定 第六号を除く。)に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定 第六号を除く。)に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定 の出土の二において 本語ののできる旨

3

- 平易に記載するものとする。
  大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に
  る事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の
- 第三十四条の五十三の十二第一号に掲げる事項

5

第三項の規定にかかわらず

契約締結前交付書面には、

次に掲

、かつ、前項に規定する事項の次に記載するものとする。ント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しげる事項を枠の中に日本産業規格2八三〇五に規定する十二ポイ

五号及び第三十四条の五十三の十二第十一号に掲げる事項 第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第 一 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法

二 第三十四条の五十三の十二第十二号に掲げる事項

[条を削る。]

(契約締結前の情報の提供を要しない場合)

閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内第三十四条の五十三の九善法第五十二条の四十五の二において準用

[号を削る。]

(情報の提供の方法)

供は、契約締結前交付書面を交付することにより行うものとするする金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定による情報の提第三十四条の五十三の九善法第五十二条の四十五の二において準用

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合

第三十四条の五十三の十 [同上]

五十三の十二第一号、第十一号、第十七号及び第十八号に掲げ号及び第三号から第五号までに掲げる事項並びに第三十四条の工において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第一本貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧

前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行つている場定預金等契約に係る前条第一項に規定する方法による契約締結の三第一項の規定により当該特定預金等契約と同一の内容の特二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条

合

第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲おいて、当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合に一既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。

る事項に変更すべきもの

がないとき

い旨の意思の表明があつた場合に限る。) 七の二までにおいて「外貨預金等書面」という。)を交付し 十七の二までにおいて「外貨預金等書面」という。)を交付し という。)を交付し が当の意思の表明があった場合に限る。)

おいては、次に掲げるとき。内容とする特定預金等契約の締結の代理又は媒介を行う場合に三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを

の提供を行つている場合 十一の二十三第一項に規定する方法による同項に規定する情報十一の二十三第一項本文の規定により当該顧客に対し第十四条の 属銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行代理業者の所

合を除く。)

一定する方法による同項に規定する情報の提供の請求があつた場別がある。
「思する方法による同項に規定する情報の提供の請求があつた場別がる要件の全てを満たす場合(当該顧客から前条第一項に規図 当該顧客に対し、簡潔な重要情報提供等を行い、かつ、次に

るとき。 二第二号において「契約変更書面」という。)を交付してい

する書面を交付している場合 十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定属銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行代理業者の所

五. 場合におい 理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法により提供している 該顧客から契約締結前交付書面の交付の請求があつた場合を除 及び第三号において同じ。 前交付書面又は契約変更書面。 外貨預金等書面 約を締結しようとする場合にあつては契約締結 客に対し契約締結前交付書面 定預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解される 七条の三第 五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十 ために必要な方法及び程度による説明をしている場合 に限る。 (第三号ロに規定する場合にあつては、 当該顧客に対し、 について当該顧客の知識 項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項 次に掲げる要件の全てを満たすときに限り、 第三号ロに規定する場合にあ 簡潔な重要情報提供等を行い、 に記載すべき事項を (外貨預金等に係る特定預金等契 以下この号並びに第五項第二号 経 同号の変更に係るもの 験 財 前交付書面又は 産の状況及び特 つては契約締結 かつ、 電子情報処 (当該顧 法第

三第 更に係るものに限る。 合に限る。 により提供していること(次に掲げる要件の全てを満たす場 前条第一項第一号ロに規定する場合にあつては、 を、 四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の 当該顧客に 項各号 電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方法 対し、 (第二号及び第六号を除く。 当該特定預金等契約に係る法第五十二条 以下この号及び第三項において同じ。 に掲げる事項 同号ロの変

イ

田 当該特定預金等契約に係る法第五十二条の四十五の二に 「第二号及び第六号を除く。」に掲げる事項を、当該顧客の使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとの使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にと 方法に準じて表示されるようにしていること(当該顧客にと 方法に準じて表示されるようにしていること(当該顧客にと 方法に準じて表示されるようにしていること(当該顧客にと 方法に準じて表示されるようにしていること(当該顧客にと 方法に準じて表示されるようにしていること(当該顧客にと 方法に準じて表示されるようにしていること(当該顧客にと 方法に準じて表示されるようにしていること(当該顧客にと 方法に準じて表示されるようにしていること(当該顧客にと 方法に準に適合するものである場合を除く。)。

遅い日までの間)、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日取引を最後に行った日以後五年間(当該期間が終了する日取引を最後に行った日以後五年間(当該期間が終了する日取引を開発した。)に掲げる事項に掲げられた当該特定預金等契約に係る法第五十二条の四十五の二に当該特定預金等契約に係る法第五十二条の四十五の二に当該特定預金等契約に係る法第五十二条の四十五の二に当該特定預金等契約に係る法第五十二条の四十五の二に当該特定預金等契約に係る法第五十二条の四十五の二に当該特定預金等契約に係る法第五十二条の四十五の二に当該特定預金等契約に係る法第五十二条の四十五の二に当該特定である。

(2)

一 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の 一 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の 一 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の 一 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の

ロ のに限る。 第 三第一 程度による説明をしていること(次に掲げる要件のいずれか 該特定預金等契約を締結しようとする目的 条の五十三の十二第十一号に掲げる事項を除き、 に該当する場合を除く。 条の五十三の十三第二項第一号において「顧客属性」という 兀 号ロに規定する場合にあつては、 に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び 十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の 該顧客に対し、 ることができる状態に置く措置がとられて 項第三号、 について顧客の知識 第四号及び第七号に掲げる事項 当該特定預金等契約に係る法第五十二条 経験 同号ロの変更に係るも 財産の状況及び当 (1)及び第三十四 いること。 前条第 (第三十四 項

できる状態に置く措置がとられていること。での間)、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することがが終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日まが終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日まで 引を最後に行つた日以後五年間 (当該期間が終了する日まで 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取

口

(1) 顧客属性に照らして、簡潔な重要情報提供等及びイに規定する方法による情報の提供のみで当該顧客が法第五十二定する方法による情報の提供のみで当該顧客が法第五十二定する方法による情報の提供のみで当該顧客が法第五十二

(2)引法第三十七条の三 項 げる事項 を除く 表明があつた場合 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品 (第三十四条の五十三の十二第十 第 て説明を要しな 項 第三号、 い旨の当該顧客の意思 第四号及び第七号に掲 一号に掲げる事 取

[項を削る。

第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第一号の規定に

2

49

[項を削る。]

た 日 等契約と同一 約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行つたも 内容の特定預金等契約に係る前条第 る金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該同 当該提供の日において法第五十二条の四 る前条第 該情報の れた日を含む。)から一年以内に当該情報の提供に係る特定預金 る契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行つ 三十七条の三 き事項に係る情報の提供を行つた場合には、 とみなして、 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第 (外貨預金等に係る特定預金等契約に係るものに限る。 (この項の規定により当該情報の提供を行つたものとみなさ 提供に係る特定預金等契約と同 項に規定する方法による契約締結前交付書面に記 の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合又は当 第 前項第 項の規定により 号の規定を適用する 前条第一 項に規定する方法による契 十五の一 項に規定する方法によ の内容の 当該締結の日又は において準用す 特定預金等契 に係 載 す

一号の規定を適用する。

更書面の交付について準用する。よる外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変

3

場合に限る。 特定預金等契約につい ら契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた 貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合 書面を交付したものとみなされた日を含む。)から一年以内に外 に の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、 約締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。 付したものとみなして、 一年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同 おける当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により契 おいて契約締結前交付書面を交付したものとみなして、 契約締結前交付書面を交付した日 外貨預金等書面を交付した日(この項の規定により外貨預金等 )には、当該締結の日において外貨預金等書面を交 て契約締結前交付書面を交付しない場合に 第一項第一号の規定を適用する。 ( 第 一項第一号の規定により 当該締結の日 (当該顧客か 第 か b

4

2

50

3 第一項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項を簡潔に記載した書面の交付又は当該書面に記載すべき事項のしない旨の当該顧客の意思の表明があつた場合を除き、これらのしない旨の当該顧客の意思の表明があつた場合を除き、これらのしない旨の当該顧客がこれらの事項の内容を理解したことを適しない旨の当該顧客の意思の表明があつた場合を除き、これらの事項について説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があつた場合を除き、これらのしない旨の当該顧客の意思の表明があつた場合を除き、これらのしない旨が表による提供をし、当該書面の交付又は電磁的方法による提供をし、当該書面の交付又は電磁的方法による。

資する主なものの概要及びこれに関する質問例げる事項のうち特定預金等契約の締結についての顧客の判断に第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲一 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法

る事項の内容を十分に確認すべき旨 げる事項の提供を受けるために必要な情報及び当該提供を受け第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法

同項に規定する情報の提供を行う旨 顧客から請求があるときは前条第一項に規定する方法による

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の五十三の十 前二条の「電磁的方法」とは、次に掲げ

例

「の顧客の判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問変更に係るものに限る。」のうち特定預金等契約の締結についげる事項(第一項第三号ロに規定する場合にあつては、同号の第三十七条の三第一項各号(第二号及び第六号を除く。)に掲法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法

旨 必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき 必要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき 三 契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

[条を加える。]

る方法をいう。

電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

備えられた顧客ファイルに記録する方法 する電子計算機に備え置く者をいう。 客との契約により顧客ファイル(専ら顧客の用に供せられる いて同じ。 は当該銀行代理業者の用に供する者を含む。 提供する相手方 すべき事項 を自己の管理する電子計算機に備え置き、これを書面に記 通じて記載事項を送信し、 ファイルをいう。 銀行代理業者 0) 使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回 )の使用に係る電子計算機と顧客等 (以下この条において「記載事項」という。) を (以下この条において「顧客」という。 (当該銀行代理業者との契約によりファイ 以下この条において同じ。) 顧客等の使用に係る電子計算機に 以下この条において同 以下この条に を自己の管 (顧客又は 線 理 顧 お 又 載

客の顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧ルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ

口

閲覧に供する方法アイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客のまが代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客フ

えられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供す閲覧ファイル(銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備

て顧客の閲覧に供する方法おいて同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じるため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条に

- したものを交付する方法 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録
- ければならない。 2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでな
- あること。ただし、顧客が当該記載事項を閲覧していたことを大いに記録する旨又は記録した旨を顧客に対し通知するものでを除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファを除く。)にあつては、記載事項を顧客ファイル又は閲覧ファイルに記載事項を記録する方法とにより書面を作成できるものであること。 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力するこ 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力するこ

確認したときは、この限りでない。

できな げられた取引を最後に行つた日以後五年間 を 遅い日までの間)  $\mathcal{O}$ る日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは 使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 書面により交付する場合、 当 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、 該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日の ŧ のであること。 次に掲げる事項を消去し又は改変することが ただし、 顧客の承諾 閲覧に供している記載事項 (書面、 (当該 記載事項に掲 銀 期間が終了す 行代理業者 いずれ

供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図があ 第 る場合は、 又は同項第二号に掲げる方法による承諾をいう。)を得て 一号イ若しくは口若しくは同項第二号に掲げる方法により提 当該記載事項を消去することができる。 同 項

- イ 録された記載事項 前項第一号ハに掲げる方法については、 顧客ファイル に記
- 口 録された記載事項 前 項第一号ニに掲げる方法については、 閲覧ファイルに記
- 兀 合するものであること。 項第一号ニに掲げる方法にあつては、 次に掲げる基準に 適

顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客フ

提供を受けた顧客が接続可能な状態を維持させることについ を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、 記録した顧客ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信 て不要である旨通知した場合は、 定により顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報 前号に規定する期間を経過するまでの間において、 この限りでない。 閲 1 覧 回  $\mathcal{O}$ 規 の 線 を

口

アイルに記録するものであること。

理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子 用に係る電子計算機と、 報処理組織をいう。 第 項 第一 号の 「電子情報処理組織」 顧客ファイルを備えた顧客等又は銀行代 とは、 銀行代理業者の 使

3

情

# (顧客が支払うべき対価に関する事項)

第三十四条の五十三の十一 情報の提供をすることができない場合にあつては、その旨及びそ 数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方 閣府令で定めるものは、 0 限額又はこれらの計算方法とする。 下この条において同じ。)及び当該金額の合計額若しくはその上 法 によるかを問わず、 用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する内 理由とする。 (当該特定預金等契約に係る元本の額に対する割合を含む。以 特定預金等契約に関して顧客が支払うべき手 手数料、報酬、 法第五十二条の四十五の二において準 ただし、これらの事項に係る 費用その他いかなる名称

(契約締結前交付書面の記載事項)

閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 用する金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する内第三十四条の五十三の十二 法第五十二条の四十五の二において準 第

当該契約締結前交付書面に記載すべき事項として提供される

[二~十九 略]

情報を十分に確認すべき旨

(外貨預金等に係る特定預金等契約に関する契約締結前交付書面

の記載事項の特則)

第三十四条の五十三の十二の二 その締結しようとする特定預金等

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第三十四条の五十三の十一 法第五十二条の四十五の二において準第三十四条の五十三の十一 法第五十二条の四十五の二において準第三十四条の五十三の十一 法第五十二条の四十五の二において準

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十四条の五十三の十二 [同上]

一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

[二~十九 同上]

[条を加える。]

(法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第

|項の規定による説明を要しない

事項等)

三十七条の三第一

項とする。 で定める事項は、第三十四条の五十三の十二第十一号に掲げる事用する金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する内閣府令第三十四条の五十三の十三 法第五十二条の四十五の二において準

、次に掲げる場合とする。 三十七条の三第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は 当 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第

したことを適切な方法により確認した場合 提供のみで当該顧客が同条第二項に規定する事項の内容を理解 用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する情報の 顧客属性に照らして、法第五十二条の四十五の二において準

第三十七条の三第二項に規定する事項について説明を要しない一 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法

(情報通信の技術を利用した提供)

第三十四条の五十三の十三 法第五十二条の四十五の二において準第三十四条の五十三の十三 法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同合を含む。以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定法第三十四条の二第四項(法第五十二条の四十五の二において準制を含む。以下において準において準用する同様を表現している。

において「顧客」という。) 又は当該銀行代理業者の用に供る金融商品取引法第三十七条の三第二項において準用する同業者との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機理業者(法第五十二条の三第二項において準用する同法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を行う銀行代理業者(法第五十二条の四十五の二において準用する方法のうち次に掲げるもの

をいう。 する事項の提供を行う銀行代理業者の使用に係る電子計算機 諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、 録する方法 客等の使用に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記 機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項 において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者 子計算機と顧客等 する者を含む。 に備えられたファイルにその旨を記録する方法 (以下この条において「記載事項」という。) を送信し、 (専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。 以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算 (同項に規定する方法による提供を受ける旨の承 以下この条において同じ。)の使用に係る電 (顧客又は顧客との契約により顧客ファイ 同項に規定 以下この条 顧

ロ 銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイロ 銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧に供し、顧客等の使用に係る電子計算機に備えられた当該顧規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイロ 銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイ

アイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて顧客の

銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備えられた顧客フ

57

閲覧に供する方法

て顧客の閲覧に供する方法
おいて同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じるため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条にえられたファイルであつて、同時に複数の顧客の閲覧に供すニ 閲覧ファイル(銀行代理業者の使用に係る電子計算機に備ニ

したものを交付する方法 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでな

ければならない。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法(顧客の使用に係る電とにより書面を作成できるものであること。 顧客が顧客ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力するこ

遅い日までの間)次に掲げる事項を消去し又は改変することが、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれかる日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときはげられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了す一前項第一号ハ又は二に掲げる方法にあつては、記載事項に掲

を書面により交付する場合、顧客の承諾(令第十六条の六の三において準用する令第四条の三に規定する方法による承諾をいう。)を得て同号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げる方法により変付する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。 イ 前項第一号ハに掲げる方法による承諾をいる 前項第一号ハに掲げる方法による承諾をいる 前項第一号ハに掲げる方とは口若しくは同項第二号に掲げる方法によりできる。とだし、閲覧に供している記載事項 録された記載事項

録された記載事項 一 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記

合するものであること。四の前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適

アイルに記録するものであること。
イ 顧客が閲覧ファイルを閲覧するために必要な情報を顧客フ

理業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子用に係る電子計算機と、顧客ファイルを備えた顧客等又は銀行代3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、銀行代理業者の使

## (契約締結時の情報の提供)

第三十四条の五十三の十四 があつた場合にあつては、当該方法)により行うものとする。 三十七条の四の規定による情報の提供は、 る法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第 か (顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求 特定預金等契約が成立したときにおけ 次に掲げる方法のいず

める書面の交付 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、 当該イ又はロに定

書面」という。 条及び第三十四条の五十三の十六において「契約締結時交付 法第三十七条の四に規定する事項を記載した書面 る法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引 特定預金等契約が成立したとき 当該特定預金等契約に係 (以下この

口 更すべき事項を記載した書面 条の四に規定する事項に変更すべきものがあるとき 変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る法第五十 を内容とする特定預金等契約が成立した場合において、 一条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすること 当該変

第三十四条の五十三の八第二項の規定は、 十三の十第一項に規定する方法をいう。) 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法 による提供 前項に規定する情報 (第三十四 |条の五

2

情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第三十四条の五十三の十四 令第十六条の六の三において準用する 令第四条の三第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は 次に掲げる事項とする。

前条第一項各号に掲げる方法のうち銀行代理業者が使用する

もの

ファイルへの記録の方式

業者について準用する。の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする銀行代理

(契約締結時交付書面の記載事項)

[一~十一 略]

(契約締結時の情報の提供を要しない場合)

掲げる場合とする。
三十七条の四ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に「三十七条の四ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に「公法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第第三十四条の五十三の十六 特定預金等契約が成立したときにおけ

(契約締結時交付書面の記載事項)

[一~十一 同上]

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

場合とする。
第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四第三十四条の五十三の十六 契約締結時交付書面に係る法第五十二

合に限る。)
お締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場別締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場客に対し外貨預金等書面を交付している場合(当該顧客から契外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧

の意思の表明があつたときに限る。)

一 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定 一 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定 一 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定 一 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定

規定する事項に変更すべきものがないとき。四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の四にに伴い既に成立している特定預金等契約に係る法第五十二条のに伴い既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを二 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。

二十七第一項に規定する方法による同項に規定する情報の提供十七条の四本文の規定により当該顧客に対し第十四条の十一の属銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行代理業者の所

い場合を含む。)

小場合を含む。)

の特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付していな付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結時交一特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定

げるとき。 内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲歴に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを

三

た書面を交付しているとき。お締結時交付書面の記載事項に変更すべき記載事項を記載しあつては、当該顧客に対し当該変更すべきものがある場合に約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。た書面を交付しているとき。

する書面を交付している場合 十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定属銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行代理業者の所

## を行つている場合

[項を削る。]

2 情報の 表明が 条の三 る。 規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る 付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を要しない旨の意思の 特定預金等契約の締結を行つたとき ものとみなされた日を含む。 する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項に係る情報 五十 提供を行つた日(この項の規定により当該情報の 一条の 十四四 第 提供を行つたものとみなして、 あつた場合に限る。 四十五 項の規定により第三十四条の五十三の八第 |条の五十三の十二の二に規定する場合において、 の二において準用する金融商品取引法第三十七 ) には、 )から一年以内に外貨預金等に係る 当該締結の日において (当該顧客から契約締結時 前項第一号の規定を適用 提供を行つた 一項に規定 同項に 法第 交

3

第

匹

| 条の

五十三の

十四四

第

項に規定する方法による契約締

4

結時

·交付書面に記載す

き事項に係る情

報の提供を行つた日

(第

項

第一

号の規定により特定預金等契約について当該情報の提供

場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこの

む。

から一

年以内に当該情報の提供に係る特定預金等契約と同

提供を行ったものとみなされた日を含

に

該情

報の

提供を行つたものとみなして、

第

項第二 8締結の

0)

内容の

特定預金等契約の

締結を行つた場合には、

当該

項の規定により当該情報の

を行わない

3 付

2 による書面の交付について準用する。 第十四条の十一の二十九第二項の規定は、 前 項第三号口 . の が規定

場合に限る。 ら契約締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明が 貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合 書面を交付したものとみなされた日を含む。 したものとみなして、 外貨預金等書面を交付した日(この項の規定により外貨預 )には、 当該締結の日において 第 項第 一号の規定を適用する '外貨預金等書面を交 から一 (当該顧客か 年以内に外 あ った 金等

特 第 に  $\mathcal{O}$ 一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同 約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。 おける当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により 内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には 定預金等契約につい おいて契約締結時交付書面を交付したものとみなして、 契約締結時交付書面を交付した日 一号の 規定を適用する て契約締結時交付書面を交付しない場合に (第一項 (第一号の規定により 当該締結の 第 カゝ 日 5 契 項

号の規定を適用する。

#### (禁止行為)

で定める行為は、次に掲げる行為とする。 て準用する金融商品取引法第三十八条第九号に規定する内閣府令第三十四条の五十三の十七の二 法第五十二条の四十五の二におい

#### 一「略」

[号を削る。]

#### (禁止行為)

|第三十四条の五十三の十七の二 [同上]

#### [同上]

第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について顧客 項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家と する金融商品取引法第三十四条の三第四項 みなされる者を除き、法第五十二条の四十五の二において準用 に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度に 該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号か 号に掲げる事項(契約変更書面を交付する場合にあつては、 品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七 に対して、法第五十二条の四十五の二において準用する金融商 みなされる者を含む。)を除く。以下この号において同じ。 十五の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六 法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客と よる説明をすることなく、 知識 次に掲げる書面の交付に関し、 (法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引 経験、 財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的 特定預金等契約の締結の代理又 あらかじめ、 (法第五十二条の 顧客 (特定投資 は 当 ; 5 贞

#### 

情報通

信の技術を利用した提供

に掲げるものとする。

顧客等 電子情報処理組織 という。 という。 を書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」 客の用に供 よりファイ 電子決済等取扱業者 以下この条において同じ。 (顧客又は顧客との契約により顧客ファイル )又は当該電子決済等取扱業者の用に供する者を含 を提供する相手方 せられるファイルをいう。 ルを自己の管理する電子計算機に備え置き、 を使用する方法のうち次に掲げるも (当該電子決済等取扱業者との契約に (以下この条において「顧客」 )の使用に係る電子計算機と 以下この条におい (専ら これ 、 て 同 顧

介をする行為

イ 契約締結前交付書面

口 外貨預金等書面

------ハ 契約変更書面

三~五 [同上]

第三十四条の六十三の三十一 準用金融商品取引法第三十四条の一(情報通信の技術を利用した提供)

同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものと条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融

一同上

する。

イ 専ら顧客の用に供せられるファイルをいう。 算機と顧客等 顧客」という。)又は当該電子決済等取扱業者の用に供する 契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き 者を含む。 第四項に規定する事 これを当該事項を提供する相手方 電子決済等取扱業者 以下この条において同じ。 (顧客又は顧客との契約により顧客ファイル 項の提供を行う電子決済等取扱業者との (準用金融商品取引法第三十四条の二 (以下この条において「 )の使用に係る電子計 以下この条にお

じ。)を自己の管理する電子計算機に備えられたファイルにそ下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機と備えられた顧客ファイルに記録する方法に係る電子計算機に備えられた顧客ファイルに記録する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする方法の旨を記録する方法)の旨を記録する方法)の目を記録する方法)の世界に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

[口~二 略]

二 [略]

[2·3 略]

(広告類似行為)

[一•二 略]

品(ロから二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示さ三 次に掲げる事項の全てのみが表示されている景品その他の物

機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)と接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以を接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以る方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又る方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又る方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又る方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又る方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又の使用に係る電子計算機と備えられたファイルにその旨を記録する方法)

[ロ〜ニ 同上]

二 [同上]

[2·3] 同上]

(広告類似行為)

第三十四条の六十三の四十五 [同上]

一・二 同上]

品(ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示さ三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物

を一体のものとして提供する方法を含む。)当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とその他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、れているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品

[イ~ハ 略]

提供される情報を十分に確認すべき旨 第三十四条の六十三の五十一第一項に規定する方法により

[削る。]

[削る。]

|削る。

(契約締結前の情報の提供)

顧客から第一号に掲げる方法による当該情報の提供の請求があつ第一項の規定による情報の提供は、次に掲げる方法のいずれか(第三十四条の六十三の五十一準用金融商品取引法第三十七条の三

た場合にあつては、当該方法)により行うものとする。

一次のいずれかの書面の交付

第三十四条の六十三の五十四及び第三十四条の六十三の五十除く。)に掲げる事項を記載した書面(以下この条、次条、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第六号を

を一体のものとして提供する方法を含む。)当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とその他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、れているものに限る。)を提供する方法(当該事項のうち景品

イ~ハ 同上]

一 次に掲げるいずれかの書面の内容を十分に読むべき旨

面(以下この章において「契約締結前交付書面」という。① 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書

\_

り 賃預金等書面 の六十三の五十三第一項第一号に規定する外

契約変更書面 契約変更書面 第三十四条の六十三の五十三第一項第三号ロに規定する

、契約締結前交付書面の記載方法

ない。 きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければなら る事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大 る事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大 の に掲げ 第三十四条の六十三の五十一 契約締結前交付書面には、準用金融

る事項を枠の中に日本産業規格2八三〇五に規定する十二ポイン2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲げ

七において「契約締結前交付書面」という。)

| 「で、当該変更すべき事項を記載した書面| で、当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約の締結の媒介を行う場合においる特定預金等更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る| 「で、当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約の締結の媒介を行う場合においる状に成立している特定預金等契約の一部の変更をすること

る提供 | 一前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法(第三十四条の六十三の五十五第一項第二号において同じ。)によ十三の三十一第一項に規定する方法をいう。次条第三項及び第二十三の書面に記載すべき事項の電磁的方法(第三十四条の六

満たすものとする。おうとする電子決済等取扱業者は、次に掲げる要件のいずれかをおうとする電子決済等取扱業者は、次に掲げる要件のいずれかを、前項に規定する情報の提供を同項第二号に掲げる方法により行

すること。
一あらかじめ、顧客に対し、その旨及び次に掲げる事項を告知

イ 第三十四条の六十三の三十二各号に掲げる事項

当該電子決済等取扱業者に対し

当該顧客が前項第

号に

一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。 ト以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、

十一号に掲げる事項 項の概要並びに同項第五号及び第三十四条の六十三の五十五第一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事

3 電子決済等取扱業者は、契約締結前交付書面の最初に平易に記載するの六十三の五十五第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第の六十三の五十五第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第六号を除く。)に掲げる事項のうちで数字を用いて当該契約締結前交付書面には、第三十四条のかとする。

3

- て明瞭かつ正確に記載するものとする。三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用い第一項各号(第六号を除く。)に掲げる事項を日本産業規格2八
- | 第三十四条の六十三の五十四第一号に掲げる事項
- る特に重要なものく。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなく。)に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととな二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第六号を除二
- 、かつ、前項に規定する事項の次に記載するものとする。 ント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しげる事項を枠の中に日本産業規格2八三〇五に規定する十二ポイ 第三項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、次に掲
- 十一号に掲げる事項項の概要並びに同項第五号及び第三十四条の六十三の五十四第項の概要並びに同項第五号及び第三十四条の六十三の五十四第二準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事
- 一 第三十四条の六十三の五十四第十二号に掲げる事項

(情報の提供の方法)

[条を削る。]

(契約締結前の情報の提供を要しない場合)

第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる第三十四条の六十三の五十二 準用金融商品取引法第三十七条の三

場合とする。

[号を削る。]

特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し準用金融

契約と同一の内容の特定預金等契約に係る前条第一項に規定す商品取引法第三十七条の三第一項の規定により当該特定預金等

の提供を行つている場合の提供を行つている場合で付書面に記載すべき事項に係る情報

二 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを

第一項の規定による情報の提供は、契約締結前交付書面を交付す第三十四条の六十三の五十二 準用金融商品取引法第三十七条の三

ることにより行うものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第三十四条の六十三の五十三 [同上]

い場合を含む。)
の特定預金等契約について契約締結前交付書面を交付していな
付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一の内容
預金等契約と同一の内容の特定預金等契約に係る契約締結前交

特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定

三 既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを

掲げる事項に変更すべきものがないとき 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る準用金 融商品取引法第三十七条の三第 内容とする特定預金等契約の締結の媒介を行う場合において、 ̄ 項各号 (第六号を除く。

[号の細分を削る。]

[号の細分を削る。

口

三 係る委託銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引 る情報の提供を行つている場合 法第三十七条の三第一 一条の十一 の特定預金等契約の締結について、当該特定預金等契約に の二十三第一 項本文の規定により当該顧客に対し第十 項に規定する方法による同項に規定す

兀 定する方法による同項に規定する情報の提供の請求があつた場 掲げる要件の全てを満たす 合を除く。 当該顧客に対し、 簡潔な重要情報提供等を行い、 場合 (当該顧客から前条第 かつ、 項に規 次に

> 内容とする特定預金等契約の締結の媒介を行う場合におい 次に掲げるとき。 ては

イ とき。 た書面 約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。 あつては、当該顧客に対し当該変更すべき記載事項を記載し 約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合に 第一号において「契約変更書面」という。)を交付している 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契 当該変更に伴い既に成立している特定預金等契約に係る契 (第五号及び次項並びに第三十四条の六十三の五十九

兀 法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し 係る委託銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引 に規定する書面を交付している場合 一の特定預金等契約の締結について、当該特定預金等契約に 同 項

五. 当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明を 同号の び第七号に掲げる事項 金融商品取引法第三十七条の 当該顧客に対し、 財産の状況及び特定預金等契約を締結する目的に照らして 変更に係るものに限る。 簡潔な重要情報提供等を行い、 (第三号ロに規定する場合にあつては、 三第 につ 項第三号から第五号まで及 V て当該顧客の知識 かつ、 準用

イ る事項 取引法第三十七条の三第一項各号 満たす場合に限る。) 号ロの変更に係るものに限る。 する方法により提供していること て同じ。 当該顧 (前条第 客に対し、 を 電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供 項 第 当該特定預金等契約に係る準用金融商品 号ロに規定する場合にあつては、 以下この号及び第三項におい (第六号を除く。) に掲げ (次に掲げる要件の全てを 同

(1)

閲覧に供する方法が第三十四条の六十三の三十一第二項第

号に掲げる基準に適合するものである場合を除く。

客にとつて見やすい箇所に前条第三項から第五項までに規

定する方法に準じて表示されるようにしていること

該顧客の使用に係る電子計算機の映像面

において

ī該顧

条の三第一項各号(第六号を除く。)に掲げる事項を、

当該特定預金等契約に係る準用金融商品取引法第三十七

請求があつた場合を除く。 満たすときに限り、 法により提供している場合において、 き事項を、 号並びに第五項第二号及び第三号において同じ。 約締結前交付書面又は外貨預金等書面 等に係る特定預金等契約を締結しようとする場合にあつては契 合にあつては契約締結前交付書面又は契約変更書面。 している場合 電子情報処理組織を使用して顧客の閲覧に供する方 (当該顧客に対し契約締結前交付 当該顧客から契約締結前交付書面の交付 次に掲げる要件の全てを 第三号ロに規定する場 書 面 に記載すべ 以下この (外貨預金

準に適合するものである場合を除く。)。 地でで表示されるようにしていること(当該閲覧に供する見やすい箇所に第三十四条の六十三の五十一に規定する方法使用に係る電子計算機の映像面において、当該顧客にとつて 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項を、当該顧客の

イ

口 同号口 項を除き げる事項 取引法第三十七条の三 (1)されるため において (次に掲げる要件のいずれかに該当する場合を除く。) 的 当該顧 顧客属性に照らして、 財 (①及び第三十四条の六十三の五十四の三第二項第一 産 の変更に係るものに限る。 の状況及び当該特定預金等契約を締結しようとする 客に対し、 (第三十四条の六十三の五十四第十一号に掲げる事 「顧客属性」 に必要な方法及び程度による説明をしていること 前条第 項第 当該特定預金等契約に係る準用金融商品 という。 第 号口に規定する場合にあつては、 項第三号、 簡潔な重要情報提供等及びイに規 )について顧客の知識、 に照らして当該顧客に理解 第四号及び第七号に掲 号 経

(2)

解したことを適切な方法により確認した場合

用金融商品取引法第三十七条の三第

一項第三号

第

匹

品取引法第三十七条の三第二項に規定する事項の

内容を理

定する方法による情報の

提供のみで当該顧客が準用金融商

できる状態に置く措置がとられていること。での間)、当該顧客が常に容易に当該事項を閲覧することがの間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間の間に当該事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項に掲げられた取

口

旨の当該顧客の意思の表明があつた場合第十一号に掲げる事項を除く。)について説明を要しない号及び第七号に掲げる事項(第三十四条の六十三の五十四

[項を削る。

[項を削る。]

報の提供に係る特定預金等契約と同一の内容の特定預金等契約 締結前交付書面に記載すべ 係るものに限る。 締結を行つた場合又は当該情報の提供に係る特定預金等契約と同 供を行つたものとみなされた日を含む。 !係る情報の提供を行つた日 0 項に規定する方法による契約締結前交付書面に記載すべき事項 内容の 用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により前条第 特定預金等契約 に係る前条第一項に規定する方法による契約 き事項に係る情報の提供を行つた場合 (外貨預金等に係る特定預金等契約に (この項の規定により当該情報の提 )から一年以内に当該情 0

には、

当該

締結の日又は当該提供の日において準用金融商品

法第

七条の

三第

項の

規定により当該同

内容の

特定預金

取引

2

3 外貨預金等書面を交付した日(この項の規定により外貨預金等更書面の交付について準用する。 よる外貨預金等書面の交付及び同項第三号ロの規定による契約変2 第十四条の十一の二十五第二項の規定は、前項第一号の規定に

付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。場合に限る。)には、当該締結の日において外貨預金等書面を交ら契約締結前交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合(当該顧客か書面を交付したものとみなされた日を含む。)から一年以内に外書の大りの登録金等書面を交付した日(この項の規定により外貨預金等書面を交付した日(この項の規定により外貨預金等

4 第 特定預金等契約につい に の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、当該締結の日 おける当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により 年以内に当該契約締結前交付書面に係る特定預金等契約と同 締結前交付書面を交付したものとみなされた日を含む。 お 契約締結前交付書面を交付した日 一号の規定を適用する いて契約締結前交付書面を交付したものとみなして、 て契約締結前交付書面を交付しない場合に ( 第 一項第一号の規定により 第 から 項

面に記載すべき事項に係る情報の提供を行つたものとみなして、等契約に係る前条第一項に規定する方法による契約締結前交付書

前項第一号の規定を適用する。

3 第一項第四号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事項について説明をすること(第一号の質問例に基づく顧客の質事項について説明をすること(第一号の質問例に基づく顧客の質しない旨の当該顧客がこれらの事項の内容を理解したことを適しない旨の当該顧客がこれらの事項の内容を理解したことを適しない旨の当該顧客の意思の表明があつた場合を除き、これらの事項について説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があつた場合を除き、これらの事項について説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があつた場合を除き、これらの事項について説明をすることによる。

く。)に掲げる事項のうち特定預金等契約の締結についての顧一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第六号を除問に対して回答をすることを含む。)をいう。 事項について説明をすること(第一号の質問例に基づく顧客の質しない旨の当該顧客の意思の表明かあった場合を除さ これらの

客の

判断に資する主なものの概要及びこれに関する質問例

提供を受ける事項の内容を十分に確認すべき旨く。)に掲げる事項の提供を受けるために必要な情報及び当該準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号(第六号を除

1項に規定する情報の提供を行う旨

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

三

顧客から請求があるときは前条第一項に規定する方法による

基づく顧客の質問に対して回答をすることを含む。)をいう。をし、これらの事項について説明をすること (第一号の質問例に第三十四条の六十三の三十一第一項各号に掲げる方法による提供第三十四条の六十三の三十一第一項各号に掲げる方法による提供第一項第五号の「簡潔な重要情報提供等」とは、次に掲げる事

関する質問例

に関する質問例

に関する主なものの概要及びこれには、同号の変更に係るものに限る。)のうち特定預金等契約のは、同号の変更に係るものに限る。)のうち特定預金等契約のは、同号の変更に係るものに限る。)のうち特定預金等契約のでは、同号の変更に係るものに限る。)のうち特定預金等契約のでは、同号の変更に係るものに関立である。

旨が要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべきが要な情報及び当該提供を受ける事項の内容を十分に読むべき「契約締結前交付書面に記載すべき事項の提供を受けるために

三 顧客から請求があるときは契約締結前交付書面を交付する旨

(顧客が支払うべき対価に関する事項)

第三十四 だし、 関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその にあつては、 額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。 額に対する割合を含む。 上限額又はこれらの計算方法 第 費用その他いかなる名称によるかを問 項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、 これらの事項に係る情報の提供をすることができない場合 条の六 その旨及びその理由とする 十三の五十三 以下この条において同じ。)及び当該金 準用金融商品取引法第三十七条の三 (当該特定預金等契約に係る元本の わず、 特定預金等契約に 手数料、 報酬 た

(契約締結前交付書面の記載事項)

第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事紀三十四条の六十三の五十四 準用金融商品取引法第三十七条の三

情報を十分に確認すべき旨 当該契約締結前交付書面に記載すべき事項として提供される

項とする。

[二~十九 略]

の記載事項の特則) (外貨預金等に係る特定預金等契約に関する契約締結前交付書面

号(第一号、第十一号、第十七号及び第十八号を除く。)に掲げ等契約が外貨預金等に係るものである場合(当該顧客から前条各第三十四条の六十三の五十四の二 その締結しようとする特定預金

第三十四条の六十三 だし、これらの記載をすることができない場合にあつては、 額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。 額に対する割合を含む。以下この条において同じ。 上限額又はこれらの計算方法 関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその 旨及びその理由とする。 第一項第四号に規定する内閣府令で定めるものは、 費用その他いかなる名称によるかを問わず、 の五十四 準用金融商品取引法第三十七条の三 (当該特定預金等契約に係る元本の 特定預金等契約に )及び当該金 手数料、 報酬 た

(契約締結前交付書面の記載事項)

第三十四条の六十三の五十五 [同上]

一 当該契約締結前交付書面の内容を十分に読むべき旨

二~十九 同上]

[条を加える。]

とする。とする。

要しない事項等) (準用金融商品取引法第三十七条の三第二項の規定による説明を

十三の五十四第十一号に掲げる事項とする。の三第二項に規定する内閣府令で定める事項は、第三十四条の六第三十四条の六十三の五十四の三、準用金融商品取引法第三十七条

・ 夏に見ている。『最の書はのみぎに変している。 一顧客属性に照らして、準用金融商品取引法第三十七条の三第内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項ただし書に規定する

2

二 準用金融商品取引法第三十七条の三第二項に規定する事項にする事項の内容を理解したことを適切な方法により確認した場合。 一項に規定する情報の提供のみで当該顧客が同条第二項に規定 雇名属性に関定して 選月金融路占用引送第三十十名の三第

(契約締結時の情報の提供)

ついて説明を要しない旨の当該顧客の意思の表明があつた場合

ける準用金融商品取引法第三十七条の四の規定による情報の提供第三十四条の六十三の五十五 特定預金等契約が成立したときにお

[条を加える。

[条を加える。

よる当該情報の提供の請求があつた場合にあつては、当該方法)は、次に掲げる方法のいずれか(顧客から第一号に掲げる方法に

一 次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、当該イ又は口に定

により行うものとする。

める書面の交付

- いて「契約締結時交付書面」という。) した書面(以下この条及び第三十四条の六十三の五十七におる準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する事項を記載イ 特定預金等契約が成立したとき 当該特定預金等契約に係
- があるとき 当該変更すべき事項を記載した書面 を内容とする特定預金等契約が成立した場合において、当該 を内容とする特定預金等契約が成立した場合において、当該 工 既に成立している特定預金等契約が成立した場合において、当該
- 二 前号の書面に記載すべき事項の電磁的方法による提供
- 決済等取扱業者について準用する。情報の提供を同項第二号に規定する方法により行おうとする電子の第二十四条の六十三の五十一第二項の規定は、前項に規定する

2

(契約締結時交付書面の記載事項)

める事項は、次に掲げる事項とする。 ける準用金融商品取引法第三十七条の四に規定する内閣府令で定第三十四条の六十三の五十六 特定預金等契約が成立したときにお

(契約締結時交付書面の記載事項)

(次条において「契約締結時交付書面」という。)には、次に掲成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面第三十四条の六十三の五十六 特定預金等契約が成立したときに作

### [一~十一 略

(契約締結時の情報の提供を要しない場合)

府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
ける準用金融商品取引法第三十七条の四ただし書に規定する内閣第三十四条の六十三の五十七 特定預金等契約が成立したときにお

る情報の提供を行つていない場合を含む。) 一、特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定 一、大工の五十五第一項に規定する方法による契約締結時交付書 一の規定により当該同一の内容の特定預金等契約に係る第三十四条の が大三の五十五第一項に規定する方法による契約締結時交付書 の規定する方法による契約締結時交付書 の規定する方法による契約締結時交付書面に記載すべき事項に係 の規定する方法による契約締結時交付書面に記載すべき事項に係 の規定する方法による契約締結時交付書面に記載すべき事項に係 の規定する方法による契約締結時交付書面に記載すべき事項に係 の規定する方法による契約締結時交付書面に記載すべき事項に係 の規定する方法による契約締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定

| [一~十一 同上] | げる事項を記載しなければなら

(契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

定める場合は、次に掲げる場合とする。 商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で第三十四条の六十三の五十七 契約締結時交付書面に係る準用金融

合に限る。)
お締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場別締結時交付書面の交付を要しない旨の意思の表明があつた場名に対し外貨預金等書面を交付している場合(当該顧客から契外貨預金等に係る特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧

い場合を含む。) い場合を含む。) が場合を含む。) 特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付している 付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一の内容 付書面を交付している場合(前号の規定により当該同一の内容 特定預金等契約の締結前一年以内に当該顧客に対し当該特定

既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを

三

既に成立している特定預金等契約の一部の変更をすることを

引法第三十七条の四に規定する事項に変更すべきものがないとに伴い既に成立している特定預金等契約に係る準用金融商品取内容とする特定預金等契約が成立した場合において、当該変更

き

[号の細分を削る。

[号の細分を削る。

の提供を行つている場合 一の特定預金等契約の締結について、当該特定預金等契約の 一の特定預金等契約の締結について、当該特定預金等契約に 一の特定預金等契約の締結について、当該特定預金等契約に

\_項を削る。\_

年以内に外貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つたとき( の六十三の五十一第一項に規定する方法による契約締結前交付書 同に記載すべき事項に係る情報の提供を行つた日(この項の規定により当該情報を提供したものとみなされた日を含む。)から一により当該情報を提供したものとみなされた日を含む。)から一により当該情報を提供したものとみなされた日を含む。)から一により当該情報を提供したものとみなされた日を含む。)から一により当該情報を提供した。

げるとき。内容とする特定預金等契約が成立した場合においては、次に掲

に規定する書面を交付している場合 法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項係る委託銀行が法第十三条の四において準用する金融商品取引四 一の特定預金等契約の締結について、当該特定預金等契約に

による書面の交付について準用する。 第十四条の十一の二十九第二項の規定は、前項第三号ロの規定

付したものとみなして、第一項第一号の規定を適用する。場合に限る。)には、当該締結の日において外貨預金等書面を交貨預金等に係る特定預金等契約の締結を行つた場合(当該顧客か書面を交付したものとみなされた日を含む。)から一年以内に外書面を交付した日のとみなされた日を含む。)から一年以内に外書のとのとのとのとのとのでは、当該顧客の書面を交付した日(この項の規定により外貨預金等書面を交付した日(この項の規定により外貨預金等書面を交付した日(この項の規定により外貨預金等書面を交付した日(この項の規定を適用する。

前項第 提供を要しない旨の意思の表明があつた場合に限る。 面に記載すべき事項に係る情報の提供を行つたものとみなして、 該 の締結の 該 |顧客から契約締結時交付書面に記 号の規定を適用する。 日において同項に規定する方法による契約締結前交付書 載す き事項に 係る情 には、 報 当  $\mathcal{O}$ 

3 供を行わない場合における当該特定預金等契約の締結の日及びこ  $\mathcal{O}$ 同 含む。)から一年以内に当該情報の提供に係る特定預金等契約と 第 締結時交付書面に記載すべき事項に係る情報の提供を行つた日 自に 一号の規定を適用する。 項の規定により当該情報の提供を行つたものとみなされた日を 第三十四条の六十三の五十五第 の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、 項第一号の規定により特定預金等契約について当該情報の おいて当該情報の提供を行つたものとみなして、 一項に規定する方法による契約 第一項第 当該締結 提

(禁止行為)

号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。第三十四条の六十三の五十九 準用金融商品取引法第三十八条第九

[号を削る。

4 特定預金等契約について契約締結時交付書面を交付しない場合に 第二号の規定を適用する に の内容の特定預金等契約の締結を行つた場合には、 一年以内に当該契約締結時交付書面に係る特定預金等契約と同 約締結時交付書面を交付したものとみなされた日を含む。 おける当該特定預金等契約の締結の日及びこの項の規定により おいて契約締結時交付書面を交付したものとみなして、 契約締結時交付書面を交付した日 ( 第 一項第一号の規定により 当該締結の )から 第 項 É 契

(禁止行為)

第三十四条の六十三の五十九 [同上]

第六項において準用する場合を含む。 法第三十四条の三第四項 定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、 家 次に掲げる書面の交付に関し、 (準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により (準用金融商品取引法第三十四条の あらかじめ、 0) 規定により特定投資 準 顧客 ·用金融商品取 (特定投資 兀 引

備考 表中の [ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。													
スを除く全体に付した傍線は注記である。	二〜四 [同上]	ハ契約変更書面	口 外貨預金等書面	<ul><li>イ 契約締結前交付書面</li></ul>	等契約の締結の媒介をする行為	めに必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定預金	預金等契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるた	に係るもの)について顧客の知識、経験、財産の状況及び特定	項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項	付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事	号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(契約変更書面を交	。)に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三	家とみなされる者を含む。)を除く。以下この号において同じ